

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

## 10月以降の新型コロナウイルスワクチンの接種について

特例臨時接種の期間が令和5年3月31日まで延長されましたので、今後の接種予定についてお知らせいたします。  
※9月20日現在の情報に基づいてお知らせしております。以下の内容は、変更となる場合があります。

### ●オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種について

オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンの接種を次のとおり実施します。

対象者 初回接種(1・2回目)を完了している12歳以上の全ての方

回数 1人1回

接種方法 集団接種又は個別接種

接種時期 11月以降

使用ワクチン ファイザー社2価ワクチン(12歳以上)

モデルナ社2価ワクチン(18歳以上)

※集団接種の日程、予約の方法等は、別途お知らせいたします。

※接種券は、対象者に順次発送いたします。

### ●小児(5歳～11歳)の接種について

小児の接種につきましては、9月6日から次の点が変更になりました。

・努力義務が適用されます。

(ただし、接種はあくまでも本人及び保護者の方の意思で受けていただくものであることに変わりはありません)

・2回目の接種から5か月以上経過後に追加接種(3回目)接種が受けられるようになります。

ワクチンは、ファイザー社製の子ども用ワクチンを使用します(1・2回目と同じものです)。

ただし、3回目を接種する時点で12歳になっている方は、大人用のワクチンを使用します。

※広域紋別病院での小児の1回目接種は、現在一時休止しております。今後、開始時期が決まりましたら、広報もんべつ、市ホームページ等でお知らせいたします。

### ●その他

次のいずれかに該当する12歳以上の方は、新型コロナウイルスワクチン接種推進室にご連絡ください。

・1・2回目接種を終えていない方で、接種を希望する方(従来株ワクチンによる1・2回目接種が受けられます)

・3回目接種を終えていない方及び4回目接種を終えていない方で、オミクロン株対応ワクチン接種の開始前に従来株ワクチンによる接種を希望する方

☎ 紋別市新型コロナウイルスワクチン接種推進室(保健センター内)

〒094-0005 紋別市幸町6丁目28番1号 ☎(24)3355番

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)のうち、令和4年度住民税均等割非課税世帯に対する臨時特別給付金の手続き期限が10月31日(月)までとなっております。

※世帯の中に令和3年12月11日以降に紋別市に転入した方がいる場合は、給付金を受け取るには申請が必要です。申請書は市ホームページよりダウンロードするか、下記までご連絡ください。

※令和3年度住民税均等割非課税世帯に対する臨時特別給付金、若しくは家計急変世帯に対する臨時特別給付金を給付されている世帯は、対象となりません。

※詳細については、市ホームページや広報もんべつ2022年8月号をご確認ください。

☎ 保健福祉部住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

住民税非課税世帯関係 ☎(24)2111 内線223番 家計急変世帯関係 ☎内線352番